

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画

愛恵協会 行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間中の男性労働者の育児休業等及び育児目的休暇の取得率を2%以上とする。

<対策>

- 令和8年6月～ 男性労働者の育児休業等の取得状況の把握
- 令和8年12月～ 各職場における休業者の業務力バード体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：フルタイム労働者の計画期間内における平均時間外・休日労働時間を計画期間前より20%削減する。

<対策>

- 令和8年6月～ 平均時間外・休日労働時間の状況を把握する
- 令和8年12月～ 各部署における問題点の有無を検証し、改善のための取組を実施する

目標3：有給休暇（指定休日含む）の取得日数を1人当たり平均年間16日以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 各部署において有給休暇の取得計画を策定する
- 令和8年6月～ 有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年12月～ 社内報などでキャンペーンを行う